見積依頼公示

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

令和5年12月20日

支出負担行為担当官 旭川地方法務局長 羽 澤 政 明

1 見積合わせに付する事項

(1) 件名

物品供給契約 (郵送事務記録用カメラ等一式)

- (2) 品目、数量、仕様 仕様書のとおり
- (3)納入場所仕様書のとおり
- (4) 納入期限令和6年3月8日(金)まで
- (5) その他

見積書は、当局ホームページで掲載した「旭川地方法務局オープンカウンター方式実施要領」(以下「実施要領」という。)及び後記4で交付する仕様書等を熟読の上、作成すること。

2 見積合わせ参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当 しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」においてD等級以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び問合せ先

 \mp 0 7 8 - 8 5 0 2

北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎西館4階 旭川地方法務局会計課用度係(担当:田島)

電 話 0166-38-1142

ファクシミリ 0166-38-8372

4 仕様書等の交付日時及び場所

(1) 交付期間

公示日から令和6年1月19日(金)午後5時15分まで

(2) 交付場所

上記3のとおり。

なお、郵送による仕様書等の交付を希望する者は、その旨を書面に記載 し、当該書面及び210円の郵便切手を貼付した日本産業規格角形2号の返 信用封筒を上記3の場所宛て送付すること。

5 事前提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。

ア 令和4・5・6年度法務省競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し 1部

イ 誓約書(別添様式。役員等名簿添付) 1部

ウ 仕様書の条件を満たすことを証する書面(カタログ等) 1部

(2) 提出期限

令和6年1月19日(金)午後5時15分まで

(3) 提出方法

上記3の場所宛で持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、簡易 書留郵便等記録が残る方法によることとし、提出期限までに必着すること。 なお、事前提出書類は、封印する見積書と同一の封筒に封入しないこと。

6 見積書提出期限、提出方法及び提出場所

(1) 提出期限

令和6年1月23日(火)午後5時15分まで

(2) 見積書の様式

別紙1「見積書」を必ず使用すること。

(3) 提出方法

見積書は、封筒に入れ封印の上、上記3の場所宛て持参又は郵送で提出するものとし、見積書を入れた封筒の表面には、必ず見積件名及び見積者名 (法人の場合はその名称又は商号)を明記すること。

なお、見積書を郵送で提出する場合は、見積書が入っている封筒を送付す

る封筒の表面に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(旭川地方法務局支出負担行為担当官宛て)及び「物品供給契約(乙号事務記録用カメラ等一式)見積書在中」の旨明記し、簡易書留郵便等記録が残る方法によって送付すること(提出期限必着)。

(4) 代表者以外の者が見積りする場合

代理人が見積書を提出する場合には、見積書に氏名、名称又は商号、代理 人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入すること。

なお、代理人が見積書を提出する場合には、別紙 2 「委任状」を添付する こと。

(5) 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税(円未満切捨て)を加えた総価を記載すること。また、内訳書を添付すること。

7 見積合わせの日時

令和6年1月24日(水)午前9時(非公開)

8 契約の相手方の決定

見積書を提出した者のうち、予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

9 契約保証金

免除する。

10 見積りの無効

本公示における見積合わせ参加資格のない者のした見積り並びに見積合わせに関する条件及び実施要領に違反した見積りは無効とする。

11 契約書作成の要否

要。ただし、契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた書式による。

12 その他

- (1) 電信による見積りは認めない。
- (2) 詳細は、実施要領及び仕様書による。